



2026 年 10 月 26 日

各 位

会 社 名 HiJoJo Partners 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役共同社長執行役員 メンザス・スピリドン
代表取締役共同社長執行役員 秋山 典文
(コード番号：657A 東証グロース市場)
問 合 せ 先 執 行 役 員 塚 本 美 香
(TEL 03-6705-8660)

募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2026 年 10 月 26 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）グロース市場への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 5,405,400株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定（2026年11月4日開催予定の取締役会において決定する。） |
| (3) 払込期日 | 2026年11月19日（木曜日） |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2026年11月12日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法 | 発行価格での一般募集（以下「本募集」という。）とし、みずほ証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、株式会社SBI証券、JIA証券株式会社、マネックス証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、岡三証券株式会社、野村證券株式会社、あかつき証券株式会社、東海東京証券株式会社、楽天証券株式会社、松井証券株式会社、極東証券株式会社及び水戸証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。
引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、本募集を中止する。
なお、本募集に係る募集株式のうちの一部が、みずほ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。 |
| (6) 発行価格 | 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮 |

- 条件を提示し、当該仮条件における需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案の上、2026年11月12日に決定する。)
- (7) 申 込 期 間 2026年11月13日（金曜日）から
2026年11月18日（水曜日）まで
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 株 式 受 渡 期 日 2026年11月20日（金曜日）
- (10) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。
- (11) 払 込 取 扱 場 所 株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店
- (12) 前記各項を除くほか、本募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。その他必要な一切の事項については、代表取締役共同社長執行役員メンザス・スピリドンに一任する。
- (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

2. 引受人の買取引受による売出しの件

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 3,603,600株
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数
- | | |
|----------------------|----------|
| 東京都港区 | |
| 濱田智彦 | 684,400株 |
| 神奈川県横浜市港北区 | |
| 杉浦英和 | 684,300株 |
| 東京都千代田区九段北一丁目8番10号 | |
| 株式会社Finatextホールディングス | 603,000株 |
| 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 | |
| 株式会社エムティーアイ | 603,000株 |
| 東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号 | |
| 株式会社岡三証券グループ | 230,500株 |
| 東京都世田谷区 | |
| 秋山典文 | 200,000株 |
| 東京都港区赤坂一丁目12番32号 | |
| マネックスグループ株式会社 | 162,200株 |
| 東京都世田谷区 | |
| 金子英樹 | 120,600株 |
| 東京都世田谷区 | |
| 宮本レネ | 120,600株 |
| 東京都中央区 | |
| 浜田昌彦 | 60,300株 |
| Davie, FL, USA | |
| Christopher Napoli | 60,300株 |
| 神奈川県横浜市青葉区 | |
| 北原明子 | 60,300株 |
| 東京都目黒区緑が丘一丁目19番8号 | |
| A T コーポレーション株式会社 | 14,100株 |
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向けの売出しとし、みずほ証券株式会社、S M B C 日興証券株式会社、株式会社S B I 証券、J I A 証券株式会社、マネックス証券株式会社、三菱U F J モルガン・スタンレー証券株式会社、岡三

証券株式会社、野村證券株式会社、あかつき証券株式会社、東海東京証券株式会社、楽天証券株式会社、松井証券株式会社、極東証券株式会社及び水戸証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。なお、本株式売出しに係る売出株式のうちの一部が、みずほ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがある。

- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における発行価格と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記1.における募集株式の引受価額と同一とする。
- (9) 前記各項を除くほか、本株式売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後の取締役会において承認する。その他必要な一切の事項については、代表取締役共同社長執行役員メンザス・スピリドンに一任する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる売出しの件

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 1,351,300株(上限)
(売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は本オーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2026年11月12日(発行価格等決定日)に決定される。)
- (2) 売 出 人 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向けの売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における発行価格と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 上記の他、オーバーアロットメントによる売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後の取締役会において承認する。その他必要な一切の事項については、代表取締役共同社長執行役員メンザス・スピリドンに一任する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による募集株式発行又は上記2.の引受人の買取引受による売出しが中止となる場合、本オーバーアロットメントによる売出しも中止される。

4. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

当社は、引受人に対し、上記 1. の公募による募集株式発行において、当社が指定する販売先（親引け先）に売付けることを要請する予定です。当社が指定する販売先（親引け先）・株式数・目的は下表に記載のとおりです。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、当社が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含みます。）であります。

指定する販売先（親引け先）	株式数	目的
株式会社クレディセゾン	取得金額500百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。	当社の既存株主として参画されており、今後も関係性を維持・発展させていくことを目的とするためであります。
りそなアセットマネジメント 株式会社が運用を行うファンド	取得金額300百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。	当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするためであります。

日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第 2 条第 2 項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、みずほ証券株式会社及び S M B C 日興証券株式会社（以下「共同主幹事会社」と総称する。）は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 募 集 株 式 数 | 当社普通株式 5,405,400株 |
| (2) 売 出 株 式 数 | ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 3,603,600株
② オーバーアロットメントによる売出し (※)
当社普通株式 上限1,351,300株 |
| (3) 需 要 の 申 告 期 間 | 2026年11月5日(木曜日)から
2026年11月11日(水曜日)まで |
| (4) 価 格 決 定 日 | 2026年11月12日(木曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申 込 期 間 | 2026年11月13日(金曜日)から
2026年11月18日(水曜日)まで |
| (6) 払 込 期 日 | 2026年11月19日(木曜日) |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 2026年11月20日(金曜日) |
- (注) 上記(1)に記載の募集株式及び(2)①に記載の売出株式の一部はみずほ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがあります。

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社の株主であるメンザス・スピリドン(以下「貸株人」という。)から借り入れる株式(以下「借入株式」という。)であります。これに関連して、貸株人は、みずほ証券株式会社に対して、1,351,300株を上限として、その所有する当社普通株式を追加的に取得する権利(以下「グリーンシュエーション」という。)を、2026年12月18日行使期限として付与する予定です。

また、みずほ証券株式会社は、SMB C日興証券株式会社と協議のうえ、2026年11月20日(上場日)から2026年12月18日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社はSMB C日興証券株式会社と協議のうえ、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	46,780,140株
公募による新株式発行による増加株式数	5,405,400株
公募後の発行済株式総数	52,185,540株

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 2,642 百万円（※）に本募集における海外販売の手取概算額（未定）を合わせた、手取概算額合計上限 2,642 百万円については、新規事業開発を目的として、US 事業及び PEIT 事業の立上げ並びに事業展開に係る資金に充当する予定です。

① US 事業

米国におけるユニコーン企業（注 1）等の非上場株式への投資機会の獲得並びに投資機会の逸失リスクの低減及び投資家への安定的な商品供給を目的として、米国子会社等を通じた先行投資資金として、2027 年 10 月期に 2,000 百万円を充当する予定です。

② PEIT（注 2）事業

PEIT 事業の立上げにあたり、投資家との利益相反防止及び運用に対する信頼性確保を目的として、運用資産残高の一定割合に係るセიმボート出資（注 3）の資金として、2027 年 10 月期に 500 百万円、2028 年 10 月期に残額を充当する予定です。

- （注） 1. ユニコーン企業とは、企業評価額が 10 億米ドル以上で、非上場のスタートアップ企業を指します。
2. PEIT (Private Equity Investment Trust) とは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき設立される証券投資法人のうち、非上場株式等を主たる投資対象とするものを指します。取引所への上場が可能であり、投資口の流動性を確保できる点が特徴であります。
3. セიმボート出資とは、資産運用会社が投資家と同じ条件・リスクを負担する形で運用対象に自己資金を出資することをいい、運用者と投資家の利益を一致させることで、運用の規律付けや投資家からの信頼性確保に資するものとされています。

なお、上記調達資金は、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針です。

（※）手取概算額は本日付の有価証券届出書の訂正届出書提出時における想定仮条件（520 円～555 円）の平均価格 537.50 円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

（1）利益配分の基本方針

当社グループは、株主への利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。配当については、配当原資確保のための収益力の強化を図りつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

（2）内部留保資金の使途

当社グループは現在成長段階にあり、事業拡大及び組織体制整備のための内部留保の充実が重要であると考えております。内部留保資金については、新規事業への投資、人材採用及びシステム投資等に充当し、中

長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記(1)、(2)に基づき、将来的には事業基盤の整備状況、投資計画、業績及び財政状態等を総合的に勘案しながら、安定的な配当の実施を検討していく方針であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	2023 年 10 月期	2024 年 10 月期	2025 年 10 月期
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△)	△5.83 円	0.35 円	11.65 円
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
実績配当性向	－	－	－
自己資本利益率	－	1.0%	27.7%
純資産配当率	－	－	－

(注) 1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。

2. 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

3. 1 株当たり配当額、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため記載しておりません。

4. 自己資本利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であります。なお、2023 年 10 月期については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

5. ロックアップについて

公募による募集株式の発行並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 360 日目の 2027 年 11 月 14 日（当日を含む。）までの期間（以下「ロックアップ期間①」という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式をみずほ証券株式会社が取得すること等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、売出人である濱田智彦及び杉浦英和は、共同主幹事会社に対し、当該株主が元引受契約締結日に保有する当社普通株式（引受人の買取引受による売出しの対象となる株式を除く。）のうち、(a) 全てについて元引受契約締結日から当社の 2027 年 10 月期第 2 四半期決算発表日まで（当日を含む。）の期間（以下「ロックアップ期間②」という。）中、(b) 2 分の 1 については当社の 2027 年 10 月期第 2 四半期決算発表日の翌日から 2027 年 9 月 17 日まで（当日を含む。）の期間（以下「ロックアップ期間③」という。）中、(c) 4 分の 1 については 2027 年 9 月 18 日から 2027 年 11 月 14 日まで（当日を含む。）の期間（以下「ロックアップ期間④」という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

売出人である秋山典文並びに当社株主（新株予約権者を含む。）である Stylianos Moussis、Natalia Pelham、フロンティア信託株式会社及び当社役職員（退職者を含む。）35 名は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 180 日目の 2027 年 5 月 18 日（当日を含む。）までの期間（以下「ロックアップ期間⑤」といい、ロックアップ期間①、ロックアップ期間②、ロックアップ期間③、ロックアップ期間④及びロックアップ期間⑤を総称し、以下「ロックアップ期間」という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（引受人の買取引受による売出し等及びフロンティア信託株式会社を受託者とする信託間で行われる新株予約権の移転等を除き、新株予約権者については、当社新

株予約権の譲渡、行使その他の処分及び当該新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却等を含む。)を行わない旨合意しております。

さらに、売出人である株式会社 Finatext ホールディングス、株式会社エムティーアイ、株式会社岡三証券グループ、マネックスグループ株式会社、金子英樹、宮本レネ、浜田昌彦、Christopher Napoli、北原明子及びA T コーポレーション株式会社並びに当社株主である株式会社クレディセゾン、みずほ証券株式会社及びその他 11 名は、共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間⑤中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、当該株主が引受契約締結日時点で保有する当社普通株式(引受人の買取引受による売出しの対象となる株式を除く。))の2分の1を上限としてその売却価格が公募による募集株式の発行における発行価格(以下同じ。))の1.5倍以上であり、みずほ証券株式会社を通して行う東京証券取引所における売却及びその売却価格が発行価格の2倍以上であり、みずほ証券株式会社を通して行う東京証券取引所における売却等を除く。)を行わない旨合意しております。

加えて、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間⑤中は共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集及び株式分割等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社は、ロックアップ期間中であっても、その裁量により当該合意の内容の全部又は一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当て等に関し、割当てを受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)「4. 株主への利益配分」における今後の株主に対する利益配分に係る部分は、一定の配当を約束するものでなく、予想に基づくものです。

以 上

ご注意：この文書は当社新株式発行及び株式売出し等に関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。2026年10月26日の当社取締役会において決議された当社普通株式の募集及び売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。

この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。